

官報

号外 昭和四十一年四月一日

第五十一回 衆議院會議録 第三十六号

昭和四十一年四月一日(金曜日)

議事日程 第二十三号

昭和四十一年四月一日

午後二時開議

第一 国有資産等所在市町村交付金及び納付金
に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

都市開発資金融通特別会計法案(内閣提出)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時六分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案

右

國會に提出する。

昭和四十一年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号を

第三号とし、同項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二 空港(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港をいう。以下同じ)の用に供する固定資産(次号に掲げるものを除く。)

第二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を第五項とし、同条第三項中「及び第二号」を「及び第三号」に改め、同項の次に次の一号を加える。

4 国又は地方公共団体は、第一項第二号に掲げる固定資産のうち、前項第二号及び第四号に掲げるもの、地方税法第三百四十八条第二項第五号に掲げるもの、税関、出入国管理及び検疫の用に供するものその他の固定資産で政令で定めるものについては、第一項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。

第四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

2 第二条第一項第二号に掲げる固定資産(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五の額とする。

第十条第一項中「又は第三号」を「第二号又は第四号」に、「発電」を「空港の用に供する固定資産、発電」に改め、同条第二項中「前条第二項の下に(第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十一条第一項中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

第十九条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に、「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条を第二十一条の三とし、第二十一条

の次に次の一条を加える。

(空港の用に供する固定資産の所有者等)

第二十一条の二 空港整備法第三号及び第四条第一項の規定により運輸大臣が管理する空港の用に供する固定資産で地方公共団体が所有するものについては国が、同法第四条第二項及び第五条第一項の規定により地方公共団体が管理する空港の用に供する固定資産で国が所有するものについては当該空港を管理する地方公共団体が所有する第二号第一項第二号の固定資産とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、地方公共団体が所有する固定資産にあつては地方公共団体の長、国が所有する固定資産にあつては当該固定資産を管理する各省各庁の長は、国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格を前年の六月三十日までに当該空港を管理する者に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

2 空港整備法第三条及び第四条第一項の規定により運輸大臣が管理する空港の用に供する固定資産で運輸大臣以外の各省各庁の長が国有財産法の規定により管理するものについては、第六条、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第一項の規定にかかわらず、第六条の通知、第十条第一項の市町村の決定及び第十四条第一項の市町村交付金の交付は運輸大臣が行ない、第十三条第一項の交付金交付請求書は市町村長が運輸大臣に対して送付するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則
附則第十三項中「第二号」を「第三号」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十一年度分以後の年度分の市町村交

昭和四十一年四月一日 衆議院會議録第三十六号

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案 都市開発資金融通特別会計法案外一案

八八六

付金及び都道府県交付金(以下「市町村交付金等」という。)について適用し、昭和四十年度分以前の年度分の市町村交付金等については、なお従前の例による。

3 新法第二項第二号の固定資産で国が所有するもの(新法第二十一條の二第一項の規定により国が所有する固定資産とみなされるものを含む。)に係る市町村交付金等として交付すべき金額は、昭和四十一年度分の市町村交付金等に限り、新法第三條第一項から第三項まで、第四條第一項及び第二項、第五條第一項及び第二項並びに第十六條第一項の規定により算定して得た額に政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 昭和四十一年度分の市町村交付金等のうち新法第二條第一項第二号の固定資産に係るものに対する新法の規定の適用については、新法第五條第三項中「前年の九月三十日」とあるのは「昭和四十一年五月三十一日」と、新法第六條、第八條及び第十條第一項中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十一年七月三十一日」と、新法第九條第一項及び第十條第三項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十一年八月三十一日」と、新法第十三條第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十一年十一月三十日」と、新法第十四條第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和四十一年十二月三十一日」と、新法第十六條第三項中「前年の十月三十一日」とあるのは「昭和四十一年六月三十日」と、同條第四項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和四十一年九月三十日」と、新法第二十一條の二第一項中「前年の六月三十日」とあるのは「昭和四十一年五月三十一日」と読み替へるものとする。

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第三百四十八條第二項ただし書中「第六項」を「第七項」に改める。
6 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十一年

年法律第 号)の一部を次のように改正する。
附則第二十二條及び第二十三條中「第六項」を「第七項」に改める。

理 由

民間空港が所在する市町村の財源の充実に資するため、民間空港の用に供する固定資産を国有資産等所在市町村交付金の対象資産に加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡崎英城君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔岡崎英城君登壇〕

○岡崎英城君 ただいま議題となりました国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民間空港が所在する市町村の財源の充実に資するため、民間空港の用に供する固定資産を市町村交付金の対象とし、国が管理している第一種及び第二種の空港については、都道府県が管理している第三種空港については、都道府県が、それぞれ所在市町村に対して交付金を交付しよとするものであります。

本案は、二月十七日付託され、同月二十二日大西自治政務次官から提案理由の説明を聴取いたしました。昨三月三十一日、質疑を終了、討論を省

略して採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案により、本法対象資産の評価の適正化及び国有林野交付金の固定資産税負担との均衡化について附帯決議を付することに決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

都市開発資金融通特別会計法案(内閣提出)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔閣提出〕

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、都市開発資金融通特別会計法案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

都市開発資金融通特別会計法案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

都市開発資金融通特別会計法案
右
国会に提出する。
昭和四十一年二月九日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

都市開発資金融通特別会計法

〔設置〕

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第 号)第一条の規定による地方公共団体に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

〔管理〕

第二条 この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

〔歳入及び歳出〕

第三条 この会計においては、貸付金の償還金及び利子、一般会計からの繰入金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予

算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第四条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(損益の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(剰余金の繰入れ)

第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第九条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

ればならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十二条 この会計において、貸付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することが出来る。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十四条 第十二条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 都市開発資金融通特別会計の管理に關すること。

第四条第四項中「第七号の二まで」を「第七号の三まで」に改める。

理 由

都市開発資金の貸付に關する法律の施行に伴い、同法第一条の規定による地方公共団体に対する貸付に關する政府の經理を明確にするため、特別会計を設け、一般会計と区分して經理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等

に關する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十一年二月十二日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に關する法律の一部を改正する法律
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に關する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百二十万円」を「二百万円」に、「五十万円」を「百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に改める。

第三条第二項及び第三項中「百二十万円」を「二百万円」に改める。

附 則
1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に關する法律第二条及び第三条の規定は、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

理 由

最近における所得水準の上昇に伴い、所得税の減免及び源泉徴収所得税の徴収猶予を受けることができる災害被害者の所得限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めま

昭和四十一年四月一日 衆議院會議録第三十六号

都市開発資金融通特別会計法案外一案 電波法の一部を改正する法律案外一案についての郵政大臣の趣旨説明

八八八

す。大蔵委員理事金子一平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔金子一平君登壇〕

○金子一平君 たいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、都市開発資金融通特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出されました都市開発資金の貸付けに関する法律案により行なうとしております地方公共団体に対する都市開発資金の貸し付けに関する収支を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しやうとするものでありまして、そのおもな内容は次のとおりであります。

まず第一に、この特別会計は、大都市の既成市街地における工場等の移転あと地または都市計画重要な都市施設の用地の買い取りを行なう地方公共団体に対する国の貸し付けに関する経理を行なうことを目的とするもので、建設大臣が管理することといたしております。

第二に、この会計の歳入は、一般会計からの繰り入れ金、借り入れ金、貸し付け金の償還金及び利子並びに付属雑収入とし、歳出は貸し付け金、借り入れ金の償還金及び利子、一時借り入れ金の利子、事務取り扱い費並びに付属諸費といたしております。

第三に、貸し付け金を支弁するため、必要があるときは、この会計の負担において借り入れ金をすることができるとしております。

なお、この特別会計は、昭和四十一年度におきましては、一般会計からの繰り入れ金五億四千万円及び資金運用部からの借り入れ金十億円の計十五億円をもちまして貸し付け金に充てることとしております。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、災害により住宅または家財の半額以上の損害を受けた者については、いわゆる災害減免法により、災害を受けた年分の所得金額が百二十万円以下の場合に限り、所得金額の多少に応じて、所得税の減免が行なわれることになっているのでありますが、この法律案は、最近における所得水準の上昇等に顧み、この所得限度額を次のとおり引き上げようとするものであります。

すなわち、所得税の全部が免除される者の所得限度額を五十万円から百万円に、所得税が二分の一軽減される者の所得限度額を八十万円から百五十万円に、所得税が四分の一軽減される者の所得限度額を百二十万円から二百万円に、それぞれ引き上げるとともに、この改正に関連して、源泉徴収所得税の徴収猶予を受けることができる者の所得限度額についても、百二十万円から二百万円に引き上げることといたしております。

以上の両案につきましては、審査の結果、本四月一日、質疑を終了いたしました。両案に対して、私、金子一平外三十八名より、自民、社会、民社の三党共同提案による修正案がそれぞれ提出されました。

四月一日から定められております両案の施行期日を、「公布の日」からとし、なお、都市開発資金融通特別会計法案につきましては、昭和四十一年度予算から適用することに改めようとするものであります。

次いで、採決いたしましたところ、両案に対する修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、両案は修正議決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕
都市開発資金融通特別会計法案に対する修正案(委員会修正)
都市開発資金融通特別会計法案の一部を次のように修正する。
附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案に
対する修正案(委員会修正)
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(山口喜久一郎君) これより採決に入ります。

まず、都市開発資金融通特別会計法案につき採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、電波法の一部を改正する法律案、及び放送法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。郵政大臣那祐一君。

〔国務大臣那祐一君登壇〕
○国務大臣(那祐一君) まず、電波法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、放送その他の分野における電波の使用の発達と電波監理の実績にかんがみまし

て、周波数の計画的な使用をはかるための制度を設けますこと、放送局の免許の基準及び手続を整備すること等の必要がありますので、これらの事項につき所要の改正を行なうとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。

改正の第一は、周波数の計画的な使用であります。これは、電波を使用する業務の種類に応じまして、業務別の周波数分配計画を定めますとともに、これに基づきまして、放送局等に対する周波数使用計画を定めることとしようとするものであります。

第二は、放送局その他の無線局の免許の審査基準を整備することです。これは、申請の無線局が周波数の分配計画または使用計画に適合すべきこと、及びその開設が公益上必要なものであるべきことを明定いたしますとともに、一般放送事業者の放送局につきましては、放送法に定める放送事業者としての適格性の要件を満たすべきこと等を加え、また、無線局の再免許の審査は業務の実績に照らして行なうことを明らかにしようとするものであります。

第三は、電波監理審議会への諮問事項とこれに関する公聴会であります。これは、さきに申し述べました周波数の分配計画または使用計画の作成、無線局の再免許の処分等を新たに諮問事項に加えますとともに、これらの諮問事項につきましては、従来の聴聞を公聴会等に改めようとするものであります。

なお、以上のほか、所要の規定の整備をすることといたしております。

次に、放送法の一部を改正する法律案について

て、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、放送の健全な発達をはかりため、放送に関する国の施策の目標を明確にし、教育のための放送の放送番組に関する規定を整備し、放送世論調査委員会の設置運営に関する規定の整備、その他放送番組の適正化をはかるための措置を講じ、放送事業を営む者に対する免許の規定を設ける等、放送に関する法制の整備を行なう必要があり、これら事項につきまして所要の改正を行なうとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。

改正の第一は、国内放送の施策等に関する事項であります。この法律の目的といたしてあります放送の規律の原則に、教育の目的の実現と教養の向上に資することを加え、また、国内放送は、日本放送協会及び一般放送事業者が行なう体制を明らかにするとともに、置局に関する施策の目標を定めようとするものであります。

第二は、放送番組の適正化に関する事項であります。国内放送の放送番組の編集の準則といたしまして、青少年の豊かな情操の育成に役立つようすること等の基準を設け、かつ、国民の一般的教養の向上に資するようにするとともに、放送番組の審議機関に関する事項を整備し、また、協会及び一般放送事業者は、その協議によって、公衆の意見を放送番組に反映させるための放送世論調査委員会を設けるものとしようとするのであります。

第三は、日本放送協会に関する事項であります。協会の目的について、国内放送を行なうほか、国際放送並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行なうこと、放送受信料について

受信設備の設置者にその支払い義務のあること、国内放送の放送番組の編集について教育番組を有すること、及び教育番組審議会を置くべきことを明らかにいたしました。また、協会の業務、財務等に関する事項、経営委員会の議決事項及びその委員の任命に関する事項を整備し、協会の財務の諸表には監査報告書を添えて提出すべきものとしようとするものであります。

第四は、一般放送事業者に関する事項であります。これに基づきまして、新たに放送事業を営むためには郵政大臣の免許を要することとし、その基準といたしまして、同一の地域内に同一の種類放送を行なう二の放送局を開設しないこと、これに準ずる支配をしないこと、放送番組に関する規定を遵守すると認められる法人であること等を定め、また、その国内放送の放送番組の編集につきまして、当該地域の諸条件に応ずるようになすべきものとしようとするものであります。

なお、以上のほか、所要の規定の整備をすることといたしてあります。

以上が二改正法律案の趣旨でございます。

(拍手)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。森本靖君。

「森本靖君登壇」

○森本靖君 私は、日本社会党を代表いたしましたし、ただいま趣旨説明のありました放送法の一部

を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案に關し、總理並びに關係各閣僚に対して若干の御質問をいたしたいと存する次第でございます。

まず第一にお尋ねしたいことは、両法改正案の立法の経過についてでございます。

わが日本社会党は、今日テレビ、ラジオが広く国民の間に普及し、社会生活の上に重要な役割りを果たしつつあるばかりでなく、将来の国家の方向にも至大の影響を及ぼすものであることや、放送法がわが国ただ一つのマスコミ立法として、憲法の保障する表現の自由のあり方にもかかわる重大性を持つてゐる事実などにかんがみ、この両法の改正については、いたすらに党利党略にとらわれることなく、大局的な立場に立つて超党派的に検討すべきであると考え、臨時放送関係法制調査会の答申が提出されて以来、しばしば通信委員会の会議においてこれを強調してきたのでございます。これに対し徳安前郵政大臣は、委員会の答弁におきまして、「私もこれは独断的に独断する考えはございませんので、各方面の御意見も、ちろん聞き、野党の諸君の御意見も伺いながら、提案に至るまではそりあまり大きな論争というものを残さないように進めたい」と言明されたのでございますが、今回の立法作業の過程においては、全く野党を無視し、政府・与党のみで隠微裏に作業を進め、しかも新聞報道等によれば、大詰めの段階に至つて与党一部の諸君の突き上げに押され、答申を離れた重大な決定を行なつたといつてでございます。かかる政府の仕打ちは、郵政大臣の言明に反し、政治的義理にもとるばかりでなく、政府・与党が、この言論立法にみずから政治

昭和四十一年四月一日 衆議院會議録第三十六号

電波法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する森本靖君の質疑

八九〇

的な争いを導入した行為として、きわめて遺憾しくでございます。(拍手)これにつきまして総理は、佐藤内閣の前閣僚の行なった公約が無視された事実について、内閣としての責任をどうお考えになっておられるか、また、郵政大臣は、当然引き継ぎを受けているはずの前大臣の約束を果たさなかったことについて、どう責任をとられるつもりであるか、明確にお考えを願いたいと思うのでございます。(拍手)

続いて法案の内容について若干の質問を行ないたいと存じます。

この政府提出の二法案を通過いたしますと、まず第一に受ける印象は、政府が他を責めるに厳格である反面、みずから戒めるにきわめて寛容であるということでございます。すなわち、この政府案は、NHK、民放を通じて、放送事業者に対しましては、後述のように各種各様の規制強化をはかり、ことに民放については、後述からの無線局免許に加えて、新たに事業免許制度を設け、二重免許という異例の措置さえも講じておきながら、行政の規律に関してはわずかに規定の整理を施したにとどまっておるのでございます。

さきの臨時放送関係法制調査会の答申は、その「まえがき」において、「放送に関する問題点は、放送行政の基本的方針の確立、免許を中心とする放送行政の一貫性の確保、番組内容の適正化」の三点にありと認められておるのでございます。この三重点のうち、みずからの行政実績にかかる二点については、ほとんどこれを改めようとしていないのでございます。

今日、わが国の放送界には、政府が誤った行政処分を行なった結果生じた幾つかの難問題がございますが、その典型的な実例といたしまして、私は東京12チャンネルの問題を取り上げてみたいと存じます。

御承知のとおり、東京12チャンネルは、昭和三十七年十一月競願数社を排しまして、科学教育専門のテレビ局として予備免許を受けたのでございますが、この免許処分をめぐっては、競願社より訴訟が提起され、東京高裁においては郵政省が敗訴したばかりでなく、肝心の12チャンネル自体が、開局以来極度の経営不振を続け、昨年の再免許にあつては、異例の条件をつけられるという仕儀におちいった上、最近においては従業員約半数を整理、放送時間を約三分の一に短縮し、わずかに命脈を保っているような状況でございます。行政処分の不当を事実をもって証明する始末となっておりますのでございます。

上述の経過についてみても明らかかとおり、この12チャンネルの問題は、行政処分の誤りに基因することは争う余地のないところでございまして、政府の責任はきわめて重大であるといわねばなりません。総理並びに郵政大臣、さらに同局の経営主体である日本科学技術振興財団の監督者たる科学技術庁長官は、東京12チャンネルの免許と監督についての責任をどう反省し、また今後どういう対策を講ずるつもりでいらっしゃるか、この際、明らかにしていただきたいと思うのでございます。(拍手)

わが党は、この東京12チャンネル問題をはじめとする放送界の混乱は、主務大臣たる郵政大臣のひんばんな交代によって、チャンネル・プランや免許方針など、放送管理の基本的な政策に一貫性を欠き、歴代大臣の思いつき、政治的判断によつて思ふままに放送行政が行なわれ、行政の公正が軽視されてきたことに原因するものと見られるものでございます。かかる欠陥を是正するためには、調査会の答申に従って、放送行政に関する委員会を設置し、民主的に選出された委員の議決に基づいて行政を行なうことが何よりも必要であると考えるのでございますが、政府はなぜ答申をいれようとされなかったのか。今次改正案に見られるような免許規定の手直し程度で、行政の公正と一貫性が確保できるとお考えであられるのか、あわせて郵政大臣より答弁を願いたいのでございます。

次に、わが党が重視いたしますのは、放送番組に対する規制の強化であります。

わが日本社会党は、すでに「放送法改訂に関する党の態度」を公表しておるのでございます。すなわち、放送の自主的な発展は、国会による直接コントロール、郵政大臣の人事や予算への介入、政府などの放送命令等々の政治的干渉を完全かつ徹底的に排除することによってなし遂げられる。したがって、放送番組の法律や行政機関による規制は行なうべきでない、また、放送時間や民放系列化を法的に規定すべきでないとの考えを公表しておるのでございますが、この政府案には、番組規制の意図が強くうかがわれ、しかも一応は、直接規制の形をとらないという、きわめて巧みな擬装が施されているのでございます。わが党の規制の徹底的排除とは全く対照的な意図のもとに成文化されているのでございます。番組編集準則を強化して、NHK、民放、一律にその順守を求めることにしたのをはじめ、従来より強化された番組審議機関の上に、法定の放送世論調査委員会の

屋上屋を重ね、さらに答申を越えて、推賞や勧告の権限を付与したほか、事業免許制度を新設して事業監督の道を開くなど、陰に陽に事業者に対する締めつけを強化しているものでありまして、放送による表現の自由に対する重大な脅威となることは疑いないところでございます。特に、放送法による事業免許は三カ年間の期限であり、事業免許としては異例中の異例であり、前代未聞の法案といわざるを得ないのでございます。(拍手)言論の規制については、国民は、戦前、戦中を通じて、きわめて深刻な体験を持っているのでござい

ます。政府の意図については敏感にこれを国民が見抜き、かつての大本營発表のような放送の悪夢の再現を極度に警戒しているのでございます。申すまでもなく、表現の自由は、民主体制下における不可侵の原則であり、放送法もその第一条において、放送による表現の自由を確保することをうたっているのでございます。放送規律の問題は、放送だけではなく、ひいてはマスコミ全般のあり方の上にも重大な影響を持つ問題でありますから、特にこの際総理にお伺いしておきませんが、総理は、言論の自由保障についてはどうお考えになつておられるか、また、今回の改正案はこれを侵すものでないとお考えになつておられるかどうか、御所見を承りたいのでございます。

放送番組の規制にかかる改正規定の中には、さらに不可解な点が若干ございます。その例をあげてみますならば改正法第三条の二第一項の第五号として、放送番組の編集準則に新たに加えられる「人命若しくは人権を軽視し、又は犯罪若しくは暴力を肯定することとならないようにすること」という規定でございます。番組編集準則に

は、従来から、「公安及び善良な風俗を害しないこと」という定めがあり、新規の内容は当然この規定中に含まれておりと解せられるにもかかわらず、ことさらに「犯罪若しくは暴力を肯定する」云々の規定を設けようとするのはなぜであるか、その意図を疑わざるを得ないのでございます。

かつて、安保問題等の際、正常な請願運動をも、左翼暴力などと称して、右翼テロと同列に見ようとした保守的な感覚のもとにこれが設けられたとすれば、危険きわまりないものでございます。(拍手)重ねて申し上げますが、この規定は「公安及び善良な風俗を害しないこと」という規定が残されている以上は、全く必要のない規定でござい

ます。政府は、おそらく格別の底意はないと言われているであらうが、由來、法律というものは、立法者の意思にかかわらずひとり歩きをするものでございまして、かかる悪用のおそれのある法律はつくるべきでないと考えますが、これについて郵政大臣の明確な御答弁をお聞きしたいと思

うのでございます。また、この放送法改正案に見られる教育放送強化の諸規定は、文教当局筋の強い意向に基づくものと伝えられており、この改正を手がかりに、文教当局が放送に介入を企図しておるのではないかと推測されるのでございますが、文教当局の放送介入が不当であることは申すまでもないところでござい

次に、電波法の改正要点について若干お尋ねしたいと思

います。放送関係法制の改正問題が起きて以来、事業関係者や有識者の間において最も強く要望された事項の一つは、放送秩序の確立でありまして、現に混乱や行き詰まりを生じている放送界の既成秩序を是正し、新しい放送秩序をつくらなければなら

ないでございまして、さらに東京12チャンネルの問題について申し上げましたように、放送秩序の混乱は、主として行政処分誤りに由来するところ

でございまして、放送行政秩序の回復をはかることが絶対に必要な現状でござい

かように、法律で見る限りにおいては、放送秩序の確立を約束する何ものもないのでござい

ます。調査会が最も力点を置いて答申したと見られる行政改善の問題が、かように内容のあいまいな改正となつてあらわれたことは、はなはだ遺憾で

ございまして、今回の放送関係法改正全体の意義を失うものでござい

ます。郵政大臣は、わが国放送界のあり方として、いかなる放送秩序を立てるおつもりであるか、また、この改正規定の実施については、いかなる手段をもつて電波使用の公正をはかつてい

「内閣総理大臣佐藤榮作君登壇」

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。今回の放送法並びに電波法の一部改正案、これはわが国の放送が十数年の経験と積み、その間、この経験も生かされなければならぬが、同時に、国民の放送に対する要望、これを背景にいたしま

して、今回、今後の放送のあり方、同時にまた、電波政策の基本を定めようとするものでありま

す。その意味におきまして、御指摘にもありましたが、まことに重大なる意義を持つ電波法並びに放送法の改正だ、かように私も考えております。したがって、一昨年設けられました臨時放送関係法制調査会の答申をもとにいたしましたことはもちろんのこと、各界、各方面の方々の御意見を参酌いたしまして、そうして今回の成案を得たのであります。

昭和四十一年四月一日 衆議院會議録第三十六号

電波法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する森本靖君の質疑

八九二

の詳細につきましては、担当大臣から答えさせていただきます。

また、冒頭に申しましたように、今回の法律はまことに重大な意義を持つものであります。近代デモクラティックな、民主主義の国家として、最も大事なことは、申すまでもなく言論の自由、同時にまた報道の自由、これが確保されなければならぬのでございます。御指摘のとおりでありまして、したがって、今回の法律改正におきまして、この言論の自由を尊重する、報道の自由を尊重する、これはもうどこまでも意を用いたところでありまして、十分に保障されておる、かように私は考えております。

また、その目的とする放送法第一条にはつきり明記いたしておりますように、いわゆる不偏不党で、また放送表現の自由も確保されておる。同時にまた、放送番組が最も重大なる役割りを果たすものであります。この編集にあたりましては、放送事業者の専権と申しますか、その自由でございます。何人もこれに干渉するものではないのであります。今回の法律におきまして、これらの原則は十分守られておる、かように私は確信をいたしております。どうか、詳細については委員会において御審議を願いたいと思います。(拍手)

〔国務大臣(中村梅吉君) 答へいたします〕

○国務大臣(中村梅吉君) 立案の経緯につきましては、ただいま総理からお答えがございましたように、臨時放送関係法制調査会の答申を基礎にいたしまして、前大臣の言明にもございましたように、各方面の意向を十分しんしゃくいたしました。したがって、社会党政審から御発表の「放送法改訂に関する党の態度」等、あらゆる方面

の意見を参酌いたしまして、成案に到達した次第でございます。

次に、放送事業に規制を加えるのではないかと、放送行政に新しいという秩序を立てるかという点は、基本的な大事な問題だと思っております。初めにそれをお答えいたします。

放送法では、国内放送体制として、民放にNHKと相並んだ地位を与え、そしてそれぞれの複数の番組の聴視を放送局置局の目的といたしまして国内放送の原則をきめました。電波法では、周波数分配計画と使用計画を作成いたしました。それによって使用させる周波数を定め、その手続は電波監理審議会の議決を十分尊重いたしまして行なり、法律上の保障を明らかにして処遇をいたします。また、郵政大臣の恣意による心配もなければ、放送事業に新たな規制を加えることにも相なりません。

その点に関して、事業免許についてお触れになりましたが、ただいま申しましたように、民放にNHKと相並んだ地位を確保いたしますためには、民放は個々の事業者がその主体でありますから、これを保障するために、放送法上、事業の免許という新たな位置を与えたのであります。したがって、かかる法的な性質でありますから、法律におきましても何ら独占的な権利も与えませんし、また、事業内容の監督も規定してないのでありますから、免許に藉口して介入する余地は全くないのであります。

次に、番組についてのお尋ねがございました。放送が国民の一般的教養の向上に資しますことは、国民の広い要望でございます。したがって、番組審議機関について新たにこれを充実して、

公表して、国民と結びつくような手だてを講じ、また、民放とNHKの協議によりまして、放送世論調査委員会を設置いたしまして、国民の広い世論というものを番組に反映させることにいたしております。これらはすべて編集の自由の保障を前提としておりまして、もっぱら自主的な向上を期待しております。

特に暴力否定を規定した意図についてお尋ねがございました。番組編集の準則に、人命、人権を尊重し、犯罪、暴力を肯定することにならないように、犯罪、暴力を否定するようにということには、番組の現状に対するきびしい世論がこの点に特に集中しておりますので、それにこたえたものでございまして、もとより、御指摘のように、現行法の「公安及び善良な風俗を害しないこと」というのに含まれることではあります。特に特記して実効を期待しております。犯罪、暴力の否定でございますから、これについて政治的意図のないことは、きわめて明瞭だと思います。

次に、12チャンネルについてのお話でございます。当初免許の際、事業計画、収支見積り等を十分検討いたしまして、科学技術教育専門局として免許いたしましたのであります。当時におきましては、これが最も適当だと考えましたことは、本院の科学技術振興対策特別委員会の御決議とも一致しております。再免許にあたりますので、事業改善の状況が不満でありましたので、これにつきましては誓約をいたさせ、また、条件をつけまして、その条件の履行を前提に、継続開設が可能と判断したのであります。しかしながら、現在経営が困難でありますことは、まことに遺憾でございますが、財団が、科学技術教

育専門局の意義に徹しまして、局開設の目的達成にみずから努力することを期待しております。

最後に、放送行政委員会について、その設置の必要をお尋ねになりました。放送行政というものは、社会的、経済的、文化的に関連するところの多い行政につきましては、いかにその委員会の性格なり機構を考えましても、行政委員会はこれに適しない性質のものでございます。むしろ、行政委員会というものは、政府の責任の所在を不明瞭にするおそれがありますので、電波監理審議会の諸問事項を増加し、公聴会を開く等、諮問的機能は増加いたしました。行政委員会は採用いたしておりません。このように法的に十分な手続をとりながら、政府の責任において放送行政の公正と一貫性の確保を期しております。政府案について、十分の御理解をお願いする次第であります。(拍手)

〔国務大臣(中村梅吉君) 答へいたします〕

○国務大臣(中村梅吉君) お答えいたします。文部当局は教育放送に不当介入するようなおそれはないか、あつたらばよろしくないという御趣旨の御質問がございました。これは放送法の第三条にも明記されておりますように、放送番組編集の自由というものが定められておりますので、文部当局が、教育放送を各放送機関にいたしたくことは感謝しております。再免許にあたりますので、介入するようには絶対にございせん。ただ、同じ教育放送の中で、学校教育放送というものがございまして、これは幼稚園、小中学校、高等学校の教科の一部として教育放送をされるわけでありまして、この点につきましては、現行法の四十四条及び今度の改正で組みかえをされました第

三条の二の三項、これにこの点を明記されてお
まして、放送の内容が、学校教育に関する場合に
は、「学校教育に関する法令の定める教育課程の
基準に準拠するようにしなければならない」とい
う、これは命令規定ですか、訓示規定ですか、そ
ういふ規定が明記されておるわけでございます。
したがって、放送機関は、学校教育の放送、
教育の一部をなす放送をいたします場合には、こ
の教育課程の基準に従わなければならない。した
がつて、そういう問題について、教育課程の基準
は法令によって文部大臣が定めることになってお
りますから、そういう知識を借りにくる、あるいは
相談を受けるという場合には、これは学校教育
の一部として利用させていただいておるわけでご
ざいますから、われわれは積極的にその御相談に
も乗り、御協力も申し上げることはいたします
が、決して御指摘のように不当介入のようなこと
はございせんし、また、絶対さようなことにな
いように、われわれも十分配慮してまいりたいと
思います。(拍手)

〔国務大臣(上原正吉君登壇)〕

○国務大臣(上原正吉君) 私に対しまする御質問
は、12チャンネルを免許するにあたりまして、そ
の免許は判断を誤つたものではないか、さらに、
12チャンネルが非常な経営不振であるのに再免許
を与える、そしてその後ますます不振なるものを
放任しておいたのは怠慢ではないか、こういう御
趣旨と承つたのでございます。

御承知のように、12チャンネルは、日本科学技
術振興財団という財団法人の経営でございまし
て、科学技術庁は、この財団法人の設立に際しま
して免許を与えた責任があるのでございます。し

かし、免許を与えざるに際しましては、この財
団が行なう事業が公益法人としての財団の
目的に適合するかどうか、また、テレビ放送も公
益に寄与するかどうか、あるいは事業遂行に必要
な人的、財的能力があるかどうか、こういう点を
調べまして、免許を与えたものでございます。

この財的能力があるかないかに関しましては、
百社をこえする日本の代表的な企業が協力会を
結成いたしましたしてこれを強力にバックアップす
る、こういう目論見書でございしますから、十分
能力がある、かように判断した次第でございま
す。(拍手)

それから、申し添えますが、財団法人が新しく
テレビ放送事業を開始するにあたりましては、郵
政省との間に申し合わせがございまして、科学技
術庁は放送事業以外の仕事を監督する、放送事業
に関しましては郵政省の専管とする、こういう申
し合わせができておりますので、この点は申し
添えておきます。

そして、昨年の再免許に際しましては、経営が
不振で約十三億円の赤字があるということは、報
告を受けまして承知をいたしておりましたが、そ
の際にも、百社をこえる日本の代表的企業が協力
会を結成して援助する、こうなっておりますの
で、その心配はしなかつたのでございます。

それから、この四月から12チャンネルは再建築
を打ち立てて実行に着手する予定でございします。
この再建築は、二五%認められておりました娯楽
放送を一切やめて科学教育放送に専念する、した
がつて、スポンサーをとることもやめる、そして
経費を従来の三分の二以下に切り詰めて、協力
会一本にたよって経営する、こういうことでご

ざいます。しかし、これではこの累積しました赤
字を急速に解消するということは不可能かと思わ
れますので、この財界を代表する協力会が、さら
に一その努力を重ねられまして、りっぱに再建
できますことを期待いたしておる次第でございま
す。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了い
たしました。

午後二時五十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 福田 赳夫君
文部大臣 中村 梅吉君
郵政大臣 那 祐一君
自治大臣 永山 忠則君
国務大臣 上原 正吉君

出席政府委員

内閣法制局第四
部長 田中 康民君
科学技術庁振興
局長 谷敷 寛君
郵政省電波監理
局長 上田 弘之君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)
一、昨三月三十一日、次の法律の公布を奏上し、
その旨参議院に通知した。

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関
係法令の整備に関する法律
(通知書受領)

一、昨三月三十一日、参議院議長から、次の法律
の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律の一部を改正する法律
機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正す
る法律

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律
経済企画庁設置法の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正
する法律

総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一
部を改正する法律

都市開発資金の貸付けに関する法律
住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法
の一部を改正する法律

日本住宅公団法の一部を改正する法律
所得税法の一部を改正する法律

法人税法の一部を改正する法律
租税特別措置法の一部を改正する法律

相続税法の一部を改正する法律
物品税法の一部を改正する法律

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法
律

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数
の標準等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
等の一部を改正する法律

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正す
る法律

昭和四十一年四月一日 衆議院會議録第三十六号 朗読を省略した議長の報告

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律
地方税法の一部を改正する法律

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律
中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

、昨三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

（報告書受領）
昨三月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

、昨三月三十一日、農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

、昨三月三十一日、議長において、次の常任委

員の辞任を許可した。

地方行政委員

周東 英雄君

森下 元晴君

野呂恭一君

文教委員

松山千恵子君

周東 英雄君

農林水産委員

下部 疎曰君

王愷 一德君

中澤茂一著

選舉委員

胆澤 芳友著

通信委員

廣 茂

三、食、食

中澤 方一

（昭和二十二年三月二十二日、養

任委員の補欠を指名した。

運輸委員

松井

通信委員

卜部

予算委員

原

(特別委員辭任)

昨三月三十一日、議長において、次の特別委

其の辭任を許可した。

科技振興政策特別委員

米内山義一郎君
山口丈太郎君

(特別委員補充選任)

昨三月三十一日 議長において 沙の通

特別委員の補充を指名した。

の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

海外移住事業団法の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

昭和四十一年四月一日 衆議院会議録第三十六号

の第一種及び第二種の空港については国が、都道府県が管理する第三種空港については都道府県が、それぞれ民間空港所在市町村に対して交付金を交付するものとする。

2 前項の固定資産のうち、公共用道路、税関、出入国管理、検疫等の用に供する固定資産は、市町村交付金の対象としないこととし、その範囲は政令で定めるものとする。

3 交付金算定標準額は、当該資産の価格の十分の五の額とすること。

4 二以上の市町村にわたる空港に係る市町村交付金の算定の基礎となるべき額は、自治省令の定めるところにより、当該市町村に対して配分するものとする。

二 議案の可決理由

民間空港所在市町村においては、民間空港施設に対し、消防、道路その他の行政を通じて有形無形の恩恵を供与している反面、その区域内に広大な面積を占拠している民間空港施設について固定資産税収入が得られないため財政運営に著しい影響を及ぼしている実情にかんがみ、本案はこれらの市町村の財源の充実に資するもので時宜に適したものと認め、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案により別紙のとおり付帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和四十一年度予算に一億四千万円計上されている。

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

右報告する。

昭和四十一年三月三十一日

地方行政委員長 岡崎 英城

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本制度創設の趣旨と経緯にかんがみ、左の点について遺憾なきを期すべきである。

一 本法の対象となる国有財産については、経済情勢の推移に即応し、固定資産税負担との均衡を失しないよう評価の適正を期すること。

二 国有林野の土地に係る交付金については、民有林の土地に係る固定資産税負担との均衡を失しないよう検討のうえ必要な措置を講ずること。

右決議する。

都市開発資金融通特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、「都市開発資金の貸付けに関する法律」の施行に伴い、同法第一条の規定による地方公共団体に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、都市開発資金融通特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この会計は、建設大臣が管理すること。

2 この会計の歳入は、一般会計からの繰入金、借入金、貸付金の償還金及び利子並びに附属雑収入とし、歳出は、貸付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費並びに附属諸費とすること。

3 貸付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金を行うことができることとする。

4 その他この会計の予算及び決算の作成及び提出、決算上の剰余金の処分、余裕金の預託、一時借入金の借入れ等この会計の経理に關し必要な事項を定めること。

二 議案の修正議決理由

政府においては、大都市の既成市街地から移転しようとする工場等の敷地の買上げ並びに重要な都市施設の用地の先行的取得等を行なう地方公共団体に対し、国が所要の長期、低利の資金を貸し付け、もつて都市機能の維持及び増進に寄与することとしているが、これに伴つて、その経理を明確にするため、新たに特別会計を設けることは必要適切な措置であることを認めるが、施行期日について修正を行なう必要があるため、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十一年度都市開発資金融通特別会計予算においては、一般会計からの繰入金五億円、資金運用部資金借入金十億円、計十五億円をもつて都市開発資金の貸付けを行なうこととし、歳入歳出とも十五億三千六百万円を計上している。

右報告する。

昭和四十一年四月一日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

八九五

八九五

八九五

八九五

八九五

八九五

八九五

八九五

八九五

八九五

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

附 則

- 1 この法律は、公布の日、昭和四十一年四月一日から施行する。昭和四十一年度の予算から適用する。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における所得水準の上昇等にかえりみ、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律により所得税の減免等を受けることのできる災害被害者の所得限度額を次のとおり引き上げようとするものである。

- 1 所得税が全免される限度 一〇〇万円以下(現行五〇万円以下)
- 2 所得税が二分の一軽減される限度 一〇〇万円超一五〇万円以下(現行五〇万円超八〇万円以下)
- 3 所得税が四分の一軽減される限度 一五〇万円超二〇〇万円以下(現行八〇万円超一二〇万円以下)

また、右の改正に関連して、源泉徴収所得税の徴収猶予を受けることができる災害被害者の所得限度額を二〇〇万円(現行一二〇万円)に引き上げることとしている。

二 議案の修正議決理由

最近における所得水準の上昇、所得階級区分の異動及び所得税の課税最低限の引上げ等に伴い、時宜に適する妥当な措置と認めるが、施行

期日について修正を行なう必要があるので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十一年四月一日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

附 則

- 1 この法律は、公布の日、昭和四十一年四月一日から施行する。